

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の概要

- 社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。
- 平成 27 年 10 月から、個人番号・法人番号が通知され、平成 28 年 1 月から順次利用が開始されます。
- 税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。

個人番号について

- 個人番号は、12 桁の番号で、住民票を有する国民全員に 1 人 1 つ指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中长期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。
- 個人番号は、「通知カード」により、住民票の住所に通知されます。
- 個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

法人番号について

- 法人番号は、13 桁の番号で、設立登記法人などの法人等に 1 法人 1 つ指定され、国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。
- 法人番号は、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書をお届けします。
- 法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

税務関係書類への番号記載時期について

- 申告書及び法定調書などを提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成 28 年分以降の確定申告書から	(例) 平成 28 年分の場合 平成 29 年 2 月 16 日から 3 月 15 日まで
市民税・県民税	平成 29 年度以降の給与支払報告書等から	(例) 平成 29 年度給与支払 報告書の場合 平成 29 年 1 月 31 日まで
法定調書	平成 28 年 1 月 1 日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から	(例) 平成 28 年分支払調書 ⇒平成 29 年 1 月 31 日まで
法人税・法人市民税	平成 28 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度に係る申告書から	(例) 平成 28 年 12 月末決算の場合 ⇒平成 29 年 2 月 28 日まで
その他税目の申告書等	平成 28 年 1 月 1 日以降に提出すべき申告書等から	各税法に規定する、提出すべき期限